



# 行政文書一部開示決定通知書

5局総第126-2号  
令和5年6月23日

名古屋市民 オンブズマン 新海 聰 様

愛知県議会議長



令和5年6月9日付で開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	・ 政務活動費に係る事務所費の返還について (令和5年4月21日) ・ 政務活動費に係る調査研究費の返還について (令和5年4月21日) ・ 政務活動費に係る調査研究費の返還請求の撤回について(令和5年5月19日)	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和5年6月27日 午後4時
	場 所	県民生活課(県民相談・情報センター) (愛知県自治センター2階)
開示の実施の方法	写しの交付(CD-R)	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 5局総第126-1号に含む 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 四分	
開示しないこととした部分	個人の郵便番号及び住所	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別する ことができるものが記録されているため	
担当 課	議会事務局総務課総務・人事グループ 電話 052-954-6733(ダイヤルイン)	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県議会議長に対して審査請求することができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県議会議長となります。)。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます(この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県議会議長となります。)。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課まで御連絡ください。

3 「写し」には、電子的記録を用紙に出力したものが含まれます。



# 行政文書開示決定通知書

5局総第126-1号  
令和5年6月23日

名古屋市民 オンブズマン 新海 聰 様

愛知県議会議長



令和5年6月9日付で開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	福岡空港への視察に係る確認結果				
開示を実施する日時 及び場所	日 時	令和5年6月27日	午後4時		
	場 所	県民生活課（県民相談・情報センター） (愛知県自治センター2階)			
開示の実施の方法	写しの交付（CD-R）				
開示の実施に要する 費用の額	1 写しの作成に要する費用 70円 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分				
担当 課	議会事務局総務課総務・人事グループ 電話 052-954-6733（ダイヤルイン）				

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県議会議長に対して審査請求することができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県議会議長となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県議会議長となります。）。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課まで御連絡ください。

3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。